

# 教 育 委 員 会 定 例 会

日 時：令和5年1月31日（火）

午後1時30分～午後1時52分

場 所：防災コミュニティーセンター205会議室

出席者：教育長 菅沼浩行 教育委員 貴田太史、西山清和、山田貴子、深澤里奈子

事務局及び出席者：富士川参事、村松社会教育課長、小清水学校教育課副課長  
露木学校教育課副課長、川瀬図書館長、飛田美術館長、石井指導主事  
西山社会教育課スポーツ振興係長、岸岡主査

菅沼教育長 皆さん、こんにちは。お忙しい中ご参集いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより令和5年湯河原町教育委員会1月定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。会議録署名委員は会議規則第35条の規定により、貴田委員、深澤委員の2名を指名いたします。よろしく願いいたします。

それではまず、非公開とする案件についてお諮りいたします。案件（1）議決事項 議案第30号 湯河原町育英奨学金奨学生選考委員会委員の委嘱についてにつきましては、人事に関する案件でございます。議案第32号 令和4年度就学援助費の決定についてにつきましては、個人情報を含む案件でございます。（2）協議事項 継続協議 令和5年度湯河原町教育委員会基本方針（案）についてにつきましては、未成熟で未確定な内容を含む案件でございます。協議第28号 湯河原町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてにつきましては、議会の議決を経るべき案件で、未確定な要素がございます。協議第29号 湯河原町立図書館のあり方の検討についてにつきましては、人事を含む案件でございます。協議第30号 令和4年度3月補正予算（第7号）案についてにつきましては、議会の議決を経るべき案件で、未確定な要素がございます。協議第31号 令和5年度当初予算案についてにつきましては、同じく議会の議決を経るべき案件で、未確定な要素がございます。報告（1）行政文書公開請求についてにつきましては、個人情報を含む案件でございます。

以上8件の会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それではご異議がないものと認め、この8件につきましては、地方教育行政の

組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1項の規定により、非公開といたします。

#### 議事録の承認

令和4年12月教育委員会定例会議事録の承認について

菅沼教育長 次に、議事録の承認に入らせていただきます。令和4年12月教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

小清水学校教育課副課長 令和4年12月教育委員会定例会議事録につきまして、修正・追加等はありません。

菅沼教育長 説明が終わりました。議事録について、何か質疑等がありますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 ないようでしたら、令和4年12月教育委員会定例会議事録については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それではご異議がないものと認め、令和4年12月教育委員会定例会議事録については承認されました。

#### 案 件

##### (1) 議決事項

議案第31号 令和5年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

菅沼教育長 次に、案件に入らせていただきます。(1) 議決事項 議案第31号 令和5年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

小清水学校教育課副課長 議案第31号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第31号 令和5年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について 説明)

・令和4年度と変更なし

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第31号を

挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## (2) 協議事項

### 協議第27号 中学校給食について

菅沼教育長 次に、(2) 協議事項に入らせていただきます。協議第27号 中学校給食について、事務局から協議理由の説明をお願いします。

小清水学校教育課副課長 協議第27号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第27号 中学校給食について 説明)

・暫定的な実施方法について、導入費用・運営費用について、今後について

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。検討委員会はいつやったんですか。

富士川参事 給食検討委員会についてでございますが、令和5年1月17日に開催し、この資料について報告させていただきました。給食検討委員会の中では、これは比較にはなっておりませんので、どれにしようという話ではございませんが、現状をご報告させていただきました。

菅沼教育長 何か質疑はございますか。

西山委員 親子方式の運営費用について確認させていただきます。年間運営委託費用の5,300万円というのは、現時点で湯河原小学校の給食運営に関わっている人件費分も含まれているという解釈でいいわけですね。そうしますと、新しく中学校に給食を導入して、それに関わる中学校分だけの人件費等については、少なくとも5,300万円まではかからないという計算でいいわけですか。

富士川参事 この5,300万円につきましては、親子方式を想定しておりますので、湯河原小学校の給食を作る調理分と、新たに中学校で作る調理分、それと配送・洗浄・回収等すべて含めて5,300万円という金額でございます。

西山委員 私がお聞きしたかったのは、5,300万円が増加するわけではないんですね。

富士川参事 増加するというものではございません。

菅沼教育長 学校教育サイドの中学校の栄養士さんはこの費用に入っているんですか。

富士川参事 学校教育側でも、各小学校に栄養士さんを配置しておりますが、この5,300

0万円につきましては民間事業者の委託ですので、町側の栄養士の人件費分は含まれておりません。

貴田委員 検討委員会のご意見は特になかったんですか。

富士川参事 「今後について」にも記載がございますが、いろいろ条件があり、今回はどれにしましょうという話ではなく、昨年9月に開催して以来、教育委員会事務局に見積もりをいただいたり、提案いただいたものをここでまとめて提案させていただき、ご報告させていただいたものでございます。給食検討委員会の方は、どれにしましょうという話はなくて、どれにした場合、今後こういったことがありますというご報告をさせていただいたものでございます。

貴田委員 別の質問ですが、親子方式での炊飯の課題と建築基準法の特例許可申請手続きとありますが、実際ハードルが高いのか低いのか、どういったレベルのものなんでしょうか。

富士川参事 まず炊飯についてですが、以前の調査委託では増築するという計画でしたが、現状考えておりますのは、湯河原小学校の給食室をそのまま使って、改築はしますけれども、面積を増やすことなく実施したいと考えております。増築をしますと、いまの校舎で遡及適用をして、この間検討した中学校と同じような状況になりますので、増築することなく、中を改築して実施したいと考えております。

ただ、そうしますとスペース的に問題がありまして、現状では中学校の分の炊飯までできないのではないかとこのように考えておりますので、神奈川県給食会に委託して、持ってきていただくようなことになると思います。

それから、建築基準法の特例許可申請についてですが、現状、湯河原小学校の給食室は湯河原小学校の生徒の分を作っておりますので、それを中学校の分まで作ろうとすると、用途的に学校施設から工場扱いになりますので、用途の変更が必要になり、そのためにいろいろな書類を出したり、手続き的に許認可の方で判断をしていきます。ここについてはいい事例ではないですけれども、神奈川県内で最初にやった愛川町においては、この特例許可申請に2年ぐらいかかっているというお話をいただいております。ですから、ハードルはそれなりに高いと思いますが、その他に葉山町もやっており、愛川町と葉山町の2例あるということで、必ずしもできないということでもないということです。

貴田委員 申請手続きの件についてはわかりました。炊飯の件ですが、神奈川県給食会に委託して、毎日中学校に持ってくるというのは、どのくらいの距離を運んでくるのか。費

用面はどのくらいかかるのでしょうか。

富士川参事 小田原にそういった事業者がありまして、炊飯したものは小田原から持ってこられるということです。

岸岡主査 自校で炊く場合よりも、倍くらいかかると思います。

菅沼教育長 他にございますか。

深澤委員 炊飯の件ですが、中学校の分まで作ると工場扱いになってしまう、また、炊飯したものを運んでもらうと、自校で炊くよりも倍ぐらいになってしまうということです。ご飯だけ家庭から持ってきてもらうということではできないのでしょうか。お母さんの負担もそこまでかからないと思うし、子どもでもできると思いますが、それはだめなんではないでしょうか。

岸岡主査 完全給食ですので。

富士川参事 完全給食ということで動いております。最終的には、いまおっしゃられたようなことも検討する中に出てくるかも知れませんが、完全給食にした場合、こういったことができるのかということを検討している段階でございます。

深澤委員 給食費は親の負担ですよ。

富士川参事 保護者負担です。

深澤委員 たとえばご飯の分が減ったら、給食費も下がるということはあると思いますよ。

富士川参事 あり得ます。

深澤委員 こういうことについて、保護者と話すことはないのでしょうか。

富士川参事 中学校の給食検討委員会にはPTAの代表の方も入っていらっしゃいますので、そういった機会を通じて、ご意見をお伺いすることはできます。

深澤委員 PTAの代表者は男性ですか、女性ですか。

富士川参事 両方ともいらっしゃいます。

深澤委員 そうしますと、話し合いをしてきた中で、こういう内容になっているということですね。

富士川参事 事務局の中では、完全給食ができるように、こういった計画を立てて、比較検討しながら進めております。その中では、保護者にご飯だけ用意していただくという話が出なかったですね。ですから、今後話を進めていく中で、そういった話が出るかも知れませんが、現状としましては、ご飯のことを切り離して考えていくと、やはりご飯も必要だとなったときに、またそこで検討しなければいけませんので、事務局としては、完全給食ができるような形で選択肢を出して検討しているという状況でございます。

岸岡主査 親子方式でやるということは、まだ決まっておられません。こういうことが可能性としてありますということを検討委員会に提示しておきまして、9月の検討委員会において、ご飯のことはこのように考えていますというふうにお示しをしております。検討委員の中には、ご飯が割高になることが引っかけるとおっしゃる方もいらっしゃいましたが、いまの施設で中学校の分も炊飯しようとする、3回転しなければいけないので、朝から炊かなければなりません。2時間以内にでき上がったものを提供するという決まりがありますので、いまのままではできないですし、新たに炊飯器を増やすのも割高です。いま参事とご相談させていただいているのは、中学校に1クラス分ずつ炊飯器を購入して、その場で炊いていただいたらどうかなどがありますが、方式が決まっておきませんので、決まってから考えた方がいいのかなということで、保留にしておきました。

深澤委員 給食になれば、お母さんたちの負担は減りますが、親子方式にしる、そういった経費的なこともあり、子どもとの接点を持つという意味からも、ご飯だけでも持たせたら、炊飯に経費がかかるというデメリットを、親子の接点を持つというメリットに変えるという考え方もあるのかなと思います。そういったことを話し合っていけば、PTAの方たちもわかっていただけるのかなと思いました。

菅沼教育長 回数は少ないですけど、お弁当の日というのを設けておきまして、すでに小学校では実施しております。中学校でもお弁当ですが、あえてお弁当の日というのを設けて、前日くらいまでに食材を買いに行き、前日・当日に調理をして、親子のふれあいをするということは、いまでもやっております。

学校のあり方検討会で各地区を回っておりましたとき、給食について期間があきましたので、「中学校の給食は実施しないことになったんですね」と保護者の方から聞きました。決してそうではないということも含めて現状報告をさせていただきました。事務局としましては、教育委員さんのご意見も記録に残っておりますので、それを踏まえながら、引き続きやっていきたいと思っております。他に何かございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第27号を挙手により採決いたします。本案は、本日の教育委員の意見などを踏まえ、引き続き、現状では資料上の原案のとおり進めることに賛成の方は挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。形上、原案のとおり

り決定ということですが、先ほど言いましたように、教育委員の方々のご意見も踏まえながら、進めていきたいと思っております。

## 報 告

### (2) 令和4年度湯河原町子どもフォーラムについて

菅沼教育長 次に、報告に入らせていただきます。(2) 令和4年度湯河原町子どもフォーラムについて、事務局から報告をお願いします。

露木学校教育課副課長 資料2をお願いします。

(資料に基づいて、令和4年度湯河原町子どもフォーラムについて 報告)

- ・防災ロゲイニング、青空のもと身体を動かす

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

### (3) 令和5年湯河原町二十歳のつどいについて

菅沼教育長 次に、(3) 令和5年湯河原町二十歳のつどいについて、事務局から報告をお願いします。

西山社会教育課スポーツ振興係長 資料3をお願いします。

(資料に基づいて、令和5年湯河原町二十歳のつどいについて 報告)

- ・対象者、出席者、出席率 等

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

### (4) 「親子ますつり大会」について

菅沼教育長 次に、(4) 「親子ますつり大会」について、事務局から報告をお願いします。

西山社会教育課スポーツ振興係長 資料4をお願いします。

(資料に基づいて、「親子ますつり大会」について 報告)

- ・令和5年2月25日(土)、新崎川にて

菅沼教育長 報告が終わりました。チラシは学校に配ってありますか。

西山社会教育課スポーツ振興係長 配布済みです。

菅沼教育長 何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

その他

菅沼教育長 次に、その他に入ります。委員の皆さん、何かございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 事務局から何かございますか。

事務局 なし

菅沼教育長 それでは、以上をもちまして、本日の秘密会を除く日程はすべて終了いたしました。